

(その1)

収支報告書

令和2年分
(令和 年 月 日開催分)

(ふりがな) ちあきねつとくらぶ
 1政治団体の名称 千秋ネット倶楽部

〒514-0009
 2主たる事務所の所在地 三重県津市羽所町199-1

3代表者の氏名 高橋 千秋 (たかはしちあき)

4会計責任者の氏名 禾本 和広 (のぎもとかずひろ)

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	党
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	支部
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	政治資金団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 規 正 法 第 18 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ る 政 治 団 体	政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> そ の 他 の 政 治 団 体	その他の政治団体
<input type="checkbox"/> そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内	同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名 禾本 和広

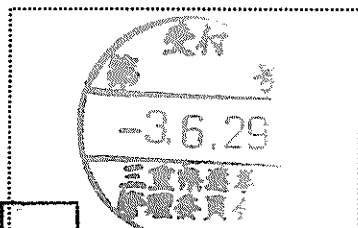
電話番号 090-2774-6728

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
公職の種類	<u>参議院議員</u> (現・候)
資金管理団体の届出をした者の氏名	<u>高橋千秋</u> 三重県津市安濃町元木276番地

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	<u>高橋千秋</u>
公職の種類	<u>参議院議員</u> (現・候)

資金管理団体の指定の期間	
平成 年 月 日 から	
平成 年 月 日 まで	

(*) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
平成 年 月 日 から	
平成 年 月 日 まで	



受付	会計	添付	複写	転記	
了	了	了			

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	678,494
(前年からの繰越額)	178,494
(本年の収入額)	500,000 ✓
支 出 総 額	610,245 ✓
翌年への繰越額	68,249 ✓

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附 (イを除く。) の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	500,000	✓
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	500,000	✓
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	500,000	✓

(その7)

(1, 2, 3 のいずれかに○をつけてください)



(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		
			①.個人 2.法人・その他の団体 3.政治団体		
寄附者の氏名 (又は名称)	金 額	年 月 日	住 所 (又は所在地)	職業 ^(又は代表者の氏名)	備考
高橋 千秋	100,000	2.5.22	三重県津市安濃町荒木276	自営業	
高橋 千秋	100,000	2.7.29	三重県津市安濃町荒木276	自営業	
高橋 千秋	100,000	2.8.31	三重県津市安濃町荒木276	自営業	
高橋 千秋	200,000	2.10.26	三重県津市安濃町荒木276	自営業	
この頁の小計	500,000				
その他の寄附	0				
合 計	500,000				

(注1) 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載して下さい。

(注2) 寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れて下さい。

(注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又政治団体の寄附者の区分ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項目	金額	備考
1 経常経費		
(1) 人件費	0	
(2) 光熱水費	0	
(3) 備品・消耗品費	0	
(4) 事務所費	610,245	✓
小計	610,245	✓
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	0	
(2) 選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣伝事業費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	0	
(4) 調査研究費	0	
(5) 寄附・交付金		
(6) その他の経費	0	
小計	0	
合計	610,245	✓

全国団体

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		事務所費（賃借料）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
車リース	57,254	2.1.6	(株)ホンダファイナンス	東京都武蔵野市中町2-4-15	
車リース	28,627	2.2.5	(株)ホンダファイナンス	東京都武蔵野市中町2-4-15	
車リース	28,627	2.3.5	(株)ホンダファイナンス	東京都武蔵野市中町2-4-15	
車リース	28,627	2.4.6	(株)ホンダファイナンス	東京都武蔵野市中町2-4-15	
車リース	28,627	2.5.7	(株)ホンダファイナンス	東京都武蔵野市中町2-4-15	
車リース	28,627	2.6.5	(株)ホンダファイナンス	東京都武蔵野市中町2-4-15	
車リース	28,627	2.7.6	(株)ホンダファイナンス	東京都武蔵野市中町2-4-15	
車リース	28,627	2.8.5	(株)ホンダファイナンス	東京都武蔵野市中町2-4-15	
車リース	28,627	2.9.7	(株)ホンダファイナンス	東京都武蔵野市中町2-4-15	
車リース	28,627	2.10.5	(株)ホンダファイナンス	東京都武蔵野市中町2-4-15	
車リース	28,627	2.11.5	(株)ホンダファイナンス	東京都武蔵野市中町2-4-15	
車リース	28,627	2.12.7	(株)ホンダファイナンス	東京都武蔵野市中町2-4-15	
この頁の小計	372,151				
その他の支出	0				
合計	372,151				

(注1) 5万円以上（国会議員関係政治団体は1万円超）の支出はすべて個別に記載し、5万円未満（同1万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳		項目別区分		事務所費 (通信費)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
通信費	12,936	2.5.28	GMOインターネット㈱	東京都渋谷区桜丘町26-1セルアンタ ワー11F	
この頁の小計	12,936				
その他の支出	1,298				
合計	14,234				

(注1) 5万円以上 (国会議員関係政治団体は1万円超) の支出はすべて個別に記載し、5万円未満 (同1万円以下) の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の () の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。)の内訳		項目別区分		事務所費 (事務管理費)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
監査	30,000	2.6.3	今井富久翁税理士事務所	三重県津市栄町二丁目三一八番地	
保険料	193,200	2.10.26	三井住友海上火災保険㈱	東京と千代田区神田駿河台3-9	
この頁の小計	223,200				
その他の支出	660				
合計	223,860				

(注1) 5万円以上(国会議員関係政治団体は1万円超)の支出はすべて個別に記載し、5万円未満(同1万円以下)の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。
(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※有無について して下さい。

(注) が有の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

宣 誓 書


添付書類（別添のとおり）

- ① 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和3年6月29日

政治団体の名称 千秋ネット倶楽部

会計責任者の氏名 禾本 和広 

印

代表者の氏名
(解散時のみ)

印

政治資金監査報告書

令和3年6月22日

千秋ネット倶楽部

代表 高橋 千秋 殿

登録政治資金監査人

今中 富久翁



登録番号

第 2228 号

研修終了年月日

平成21年2月13日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、千秋ネット倶楽部の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、千秋ネット倶楽部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

千秋ネット倶楽部と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、千秋ネット倶楽部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上